

回 議 用 紙

| | | | | | |
|----------------------------------|-----|---------------------|---------------------------|-------------|------------|
| 決裁区分 | | 公開の可否 | 非公開の根拠条文 | 保存年限 | |
| 区長（甲） | | 一部公開 | 区政執行情報審議等の妨げ (第9条(4)ウ) | 30年 | |
| 歴史的区分 | | 歴史的区分備考 | | | |
| | | | | | |
| 起 案 者 | 組 織 | 政策企画課 | 起 案 | 平成25年 1月31日 | 施行・取扱上の注意 |
| | 氏 名 | 加納 ひとみ | 決 裁 (事案完了) | 平成25年 1月31日 | |
| | | | 施 行 | 平成25年 1月31日 | 24葛政政第456号 |
| (回議先) | | | | | |
| 決裁 区長 | | 葛飾区 青木 克徳 | | | |
| 決裁 副区長 | | 葛飾区 柏崎 裕紀 | | | |
| 協議 係長 | | 秘書課 秘書担当係 石崎 久士 | | | |
| 合議 部長 | | 総務部 内山 利之 | | | |
| 審査 課長 | | 総務課 石田 昌江 | | | |
| 審査 係長 | | 総務課 法規担当係 小岩井 清隆 | | | |
| 審査 主事 | | 総務課 法規担当係 五十嵐 徹 | | | |
| 合議 教育次長 | | 教育委員会 濱中 輝 | | | |
| 合議 課長 | | スポーツ課 柴田 賢司 | | | |
| 合議 係長 | | スポーツ課管理係 勝目 雅智 | | | |
| 決裁 部長 | | 政策経営部 笥 晃一 | | | |
| 決裁 課長 | | 政策企画課 小林 宣貴 | | | |
| 審査 係長 | | 政策企画課企画担当係 土屋 俊昭 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 件名 | | | | | |
| F C B エスコラキャンプ実施に係る覚書の取り交わしについて | | | | | |
| 標記の件について、下記のとおり覚書を取り交わすことといたしたい。 | | | | | |
| | | | | | |
| 記 | | | | | |

| |
|--|
| |
| 1 理由 |
| 一般財団法人キッズチャレンジ未来によるFCBスクールの誘致及び開校への協力支援については、平成23年第3回区議会定例会総務委員会において庶務報告したものである。 |
| スクール開校に先駆け、平成25年春からキャンプを実施することとなった。 |
| このため、キャンプ実施にあたり、別紙のとおり覚書を取り交わすこととしたい。 |
| |
| 2 キャンプ予定日 |
| 平成25年4月27日から29日（3日間） |
| 平成25年5月3日から6日（4日間） |
| 平成25年7月22日から26日（5日間） |
| 平成25年7月29日から8月2日（5日間） |
| |
| 3 覚書（案） |
| 別紙のとおり |

覚書（案）

葛飾区（以下「甲」という。）と一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「乙」という。）は、乙が実施するFCBエスコラキャンプ（以下「キャンプ」という。）の実施を契機に、甲乙が相互に協力してスポーツの振興及び地域活性化を図ることを目的として、以下のとおり覚書を取り交わす。

（キャンプ実施場所）

第1条 キャンプの実施場所は、葛飾区東金町運動場多目的広場（東京都葛飾区東金町八丁目27番1号）（以下「多目的広場」という。）とする。

（多目的広場の使用）

第2条 乙は、キャンプ実施のための多目的広場の使用に関し、葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年教育委員会規則第20号）第6条第3項ただし書きの規定に基づき使用申請するものとする。

2 乙は、多目的広場の使用に関し、葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）第16条の規定により利用料金を支払うものとする。

（第二管理棟の使用）

第3条 乙は、キャンプの実施に伴う東金町運動場第二管理棟（以下「第二管理棟」という。）の使用に関し、葛飾区教育委員会が定める方法により、使用申請の手続きを行うものとする。

2 乙は、第二管理棟の使用に関し、教育委員会と賃貸借契約を結ぶものとする。

（スポーツの振興及び地域活性化策の実施）

第4条 甲と乙は、相互に協力してスポーツの振興及び地域活性化を図るものとする。

2 スポーツの振興及び地域活性化策の実施にあたり、連携・協働する内容については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（定めのない事項）

第5条 この覚書に定めのない事項又は双方に疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この覚書取り交わしの証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
葛飾区長 青木 克徳

乙 東京都葛飾区四つ木三丁目20番4号
一般財団法人キッズチャレンジ未来
代表理事 秋元 雅義